

令和7年4月22日

支出負担行為担当官  
 防衛省大臣官房会計課  
 会計管理官 平下 一三  
 (公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
営-I-004、 X-103、 装-X-003	非常用電源設備整備役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年5月15日（木）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - （3）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けられ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
  - （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - （6）上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年5月14日（水）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 公共建築保全業務契約約款、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年5月13日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス：naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

仕 様 書			
件 名	非常用電源設備整備役務	作成年月	令和 7 年 4 月
		作成部署	大臣官房会計課庁舎管理室

- 1 履行場所： 東京都新宿区市谷本村町 5 - 1
- 2 履行期間： 契約締結日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日
- 3 概 要： 庁舎 C 3 棟地下 4 階に設置されている非常用電源設備の分解整備を実施する。

#### 4 一般事項

##### (1) 共通事項

ア 本業務は、本仕様書及び電波法、電気通信事業法によるほか、次に基づき実施する。

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以降、「共通仕様書」という。）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）」（以降、「手引き」という。）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版」（以下「機械設備標準仕様書」という。）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版」（以下「電気設備標準仕様書」という。）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版」（以下「機械設備改修標準仕様書」という。）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版」（以下「電気設備改修標準仕様書」という。）

イ 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、監督官の指示に従い、直ちに庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに諸規定に従うものとし、業務に関係のない施設には立ち入らない。

なお、立ち入るために許可手続きが必要な施設もあることから発注後、速やかに監督官と調整の上、関係書類を提出する。

ウ 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、直ちに監督官に報告するとともに、受注者の責任において復旧及び賠償する。

##### エ 業務関係図書等の管理

(ア) 業務関係図書、受注者が作成した業務計画書、作業計画書、業務報告書及び本業務関係書類は、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。

(イ) 業務関係図書等を自ら使用するために複製する場合は、あらかじめ監督官に届出を行い事前に承諾を受ける。

(ウ) 受注者は、官側の承認を得て業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請契約書において、業務関係図書等の適切な管理に関する規定を明確にしておく。

(エ) 業務関係図書等は、複製したものを含め業務終了後直ちに返却する。

##### オ ディーゼル車規制の遵守

(ア) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させる。

(イ) 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提

示を求めた場合、速やかに提示する。

カ 使用する物品が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に該当する品目の場合は、その基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従う。

## (2) 用語の定義

「共通仕様書 第1編 第1章 第1節 1. 1. 2用語の定義」による。

## (3) 業務体制等

### ア 業務職員及び業務体制

受注者は、業務責任者及び業務担当者をもって業務体制を組むものとする。ただし、兼任を妨げない。

(ア) 業務責任者とは、業務を総合的に把握し業務を円滑に実施するために監督官との連絡調整を密に行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、業務責任者は、本業務について、統括管理しなければならない。

(イ) 業務担当者とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。

(ウ) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

イ 業務責任者は、十分な安全衛生対策を行い、作業員に対しては機会あるごとに注意喚起させる。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じ安全衛生管理を徹底させる。また、安全衛生管理については、関係法令に従って行う。

ウ 受注者は、業務職員に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明瞭にする。

## (4) 業務計画書

業務の実施に先立ち、実施体制、緊急連絡体制、全体工程、業務担当者が有する資格、廃棄物処理に関する書類（収集運搬許可証等）、使用機器、使用薬剤等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、業務開始前に提出し、監督官の承諾を得る。なお、業務計画書作成にあたり業務を系統的かつ統一的に実施するために、施設の安全と衛生環境に関する法令及び労働基準法等関係法令等を遵守する。

なお、提出部数及び媒体の種類等は、下表のとおりとする。

## (5) 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理を具体的に定めた作業計画書を作成し、監督官の指示した日までに提出し、承諾を得る。

なお、提出部数及び媒体の種類等は、下表のとおりとする。

## (6) 業務報告書等

ア 業務の結果を業務報告書に記載し、作業終了後速やかに監督官に提出する。

イ 業務報告書の書式は監督官の了承を得る。

ウ 業務報告書の記載にあたっては、出来るだけ具体的に記載する。また、整備対象機器のメーカー名、型番、製造番号等を必ず記載する。

エ 履行期間の終了時には、業務報告書を製本または、ファイルして業務写真と共に各1部ずつ提出する。

オ 業務写真は、カラー（サービス版）でアルバムまたはファイルされたものとし、撮影箇所は監督官の指示による。

カ 次の業務の記録について、監督官より請求された場合は、提出又は提示する。

(ア) 監督官と調整結果の記録の作成。

(イ) 業務の全般的な経過を記載した書面の作成。ただし、同一内容を連続して行う場合は、監督官と協議の上、省略できる。

(ウ) 一業務を終了した場合には、その内容を記載した書面を作成。

キ 提出部数及び媒体の種類等は、下表のとおりとする。

ク 役務実施においては、本役務に従事する者の名簿を役務実施前に監督官に提出すること。

#### (7) 業務に含まれる工事

業務内容において、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事が含まれる場合（同法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事を除く。）は、業務実施前に同法第3条に規定する許可証明書、同法第19条の2に規定する現場代理人等通知書及び同法第24条の7に規定する施工体制台帳の写しを監督官に提出するものとし、業務の実施にあたっては、使用する材料の工事材料搬入報告書を作成するとともに、施工前後及び施工中の写真（カラー）を撮影の上、業務報告書に添付するものとする。

#### (8) 損傷箇所等に対する措置

業務を実施した際、異常・劣化及び損傷箇所等を発見した場合は、直ちに監督官に報告するとともに、原因・対応措置の判断を行い、とるべき必要な措置、方法、費用等を業務報告書に記載し、写真及び図面と共に監督官に速やかに提出し、了承を得る。

#### (9) 清掃

作業を実施する際および作業完了後は、機器本体及び周辺の清掃を確実に実施する。

#### (10) 喫煙

喫煙は、監督官の指定する屋外の喫煙所とする。

#### (11) 光熱水料の提供

業務の実施に必要な最小限の電気、ガス、水道等の使用については官側から無償で提供を受けることができる。

#### (12) 使用機器の経費負担

業務に必要な工具、計測機器等は設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の準備とする。

また、安全管理に必要な機器等についても受注者の準備とする。

#### (13) 廃棄物等処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等関係法令に基づき、適正に処理するとともにマニフェスト等を監督官に提出する。

#### (14) 情報漏えい防止

業務期間中、知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(15) 不審物等の通報

業務期間中、不審物が置かれているなど明らかに普段と違う状況を発見した場合は、不審物に触れることなく直ちに監督官又は近くに警備職員がいる場合は警備職員に通報する。

(16) 協議

本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに支出負担行為担当官等と協議する。

(17) 完了検査

受注者は本仕様書に基づき、支出負担行為担当官の指定した者が行う完了検査を受けるものとする。

提出書類一覧表

提出書類	提出時期	部数	媒体の種類	備考
業務計画書 (仕様書 4 (4))	契約後速やかに	1部	紙	
作業計画書 (仕様書 4 (5))	作業実施前 (監督官の指示した日)	1部	紙	
役務従事者名簿 (仕様書 4 (6))	作業実施前 (監督官の指示した日)	1部	紙	
業務報告書 (仕様書 4 (6))	作業実施後速やかに 及び 履行期限終了時	各1部	紙	仕様書 4 (7)に 該当する場合、工事 材料搬入報告書及 び施工前後と施工 中の写真を含む。
許可証明書 (仕様書 4 (7))	作業実施前 (監督官の指示した日)	1部	紙	仕様書 4 (7)に 該当する場合に提 出する。
現場代理人等通知書 (仕様書 4 (7))	作業実施前 (監督官の指示した日)	1部	紙	
施工体制台帳の写し (仕様書 4 (7))	作業実施前 (監督官の指示した日)	1部	紙	
工事材料搬入報告書及び 施工前後と施工中の写真 (仕様書 4 (7))	作業実施後速やかに	1部	紙	
損傷箇所等の報告 (仕様書 4 (8))	発見後速やかに	1部	紙	仕様書 4 (8)に該 当する場合に提出す る。
マニフェスト (仕様書 4 (13))	処理後速やかに	1部	紙	

## 5 特記事項

### (1) 仮設

ア 既存施設、施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を実施すること。

イ 作業に必要な物品、設備等の移動・復旧、残置物への汚染防止養生及び作業範囲の清掃を実施すること。

### (2) 役務対象設備

No.	対象設備名	仕様	数量	単位	備考
1	ガスタービンパワーセクション	4500kVA 川崎重工業（株）製 型式：MIT-23S 5300PS/3898kW 22000/1500min <sup>-1</sup>	1	基	10号機
2	オイルクーラー	川崎重工業（株）製 型式：00-940-001-05	2	台	10号機用
3	クーラーファン	川崎重工業（株）製 型式：90045-0010	3	台	10号機用

### (3) 業務内容

（非常用発電機実負荷運転）

官側において実施する電気設備点検に伴う庁舎C3棟停電作業時等には、監督官から要望があれば操作支援等を実施する。実施日は、監督官より別途指示する。

（ガスタービンパワーセクション）

作業内容は次による。作業の細部日程は監督官と調整する。

#### ア 分解整備

(ア) 構成部位を取外し、点検整備工業へ搬出する。

(イ) 搬出した構成部位について、別紙第1による整備を実施する。

(ウ) 搬出した後、代替のガスタービンパワーセクションを据付・調整等を実施し、通常通り使用できるよう復元する。

(エ) 整備の完了したガスタービンパワーセクションの据付・調整等を実施する。

#### イ 部品交換

(ア) 交換部品は、別紙第2に記載する部品を参考に受注者が準備し交換を実施する。

なお、別紙第2に記載する部品以外を使用する場合は、他社製品を含む同等以上のものとし、監督官の承認を得る。また、同等以上のもので機器の改造等が必要となる場合は、受注者の負担にて実施する。

(イ) 部品交換等は、官側実施する点検時期を考慮し、最も効率の良い方法・時期に実施する。

(ウ) 交換した部品が正常に作動することを確認し、結果について監督官へ報告する。正常に作動しない場合は、受注者の負担により必要な措置を講じる。

ウ その他

- (ア) 構成部品を取外し点検整備工場へ搬出する際は、事前に監督官に許可を得てから搬出する。なお、点検整備工場へ搬出する構成部位は次による。

構成部位名称	数量	大きさ	重量
ガスタービンパワーセクション (10号機-1)	1台	1,000mm×1,350mm×1,400mm	約1.4t
ガスタービンパワーセクション (10号機-2)	1台	1,000mm×1,350mm×1,400mm	約1.4t

- (イ) ガスタービンパワーセクション搬出・搬入の作業要領等は別紙第3のとおり実施する。  
(ロ) 搬出入にあたっては設備の重要性を認識のうえ、落下による破損等が発生しないよう熟練した作業員により実施する。  
(ハ) 非常用発電設備機器完成図及び非常用発電設備取扱説明書は貸与する。  
(ニ) 非常用発電設備の概要を別図に示す。  
(ホ) 履行期間中（夜間、休日等を含む）は、緊急時の対処に備える連絡体制を構成対応する。  
(ヘ) 本役務は、官側及び官側が契約している点検業者等と連携をとり実施すること。  
(コ) その他不明な点は、監督官と協議する。

エ 不具合等に対する措置

- (ア) 異常・劣化及び損傷箇所等の不具合等を発見した場合は、直ちに監督官へ報告するとともに、軽微な調整・処置等で復旧可能であるものについては、必要な措置を講じ復旧させる。  
(イ) 復旧が困難な不具合については、実施可能な範囲で応急措置及び不具合の原因調査を行う。その際、実施した応急措置の内容及び原因の調査結果について、監督官へ報告する。

(オイルクーラー・クーラーファン)

作業内容は次によるほか、別紙第4に示す作業を実施する。なお、作業の細部日程は監督官と調整する。

ア 部品交換

- (ア) オイルクーラー2台を新品に交換する。  
(イ) クーラーファン3個を新品に交換する。

イ 運転確認

- (ア) ファン回転方向を確認する。  
(イ) ファン動作を確認する。

ウ その他

部品交換は、5(2)に記載する部品を参考に受注者が準備し交換を実施する。

なお、5(2)に記載する部品以外を使用する場合は、他社製品を含む同等以上のものとし、監督官の承認を得る。また、同等以上のもので機器の改造等が必要となる場合は、受注者の負担にて実施する。

(4) その他

- ア 本仕様書に記載なき事項についても、技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施すること。  
イ 当該事業所の物品を毀損しないこと。万一毀損した場合には、速やかに受注者の責任において修理または交換を行うこと。

- ウ 作業の実施にあたっては、関係法令及び諸規則等を遵守するとともに、監督官と十分な打合せの上実施すること。
- エ 非常用発電設備の重要性及び特殊性を十分に理解した者が業務に従事すること。
- オ 本業務に従事する者に必要な資格は次による。ただし、業務担当者は複数名でも構わない。  
業務責任者：第3種電気主任技術者もしくは第2種電気主任技術者  
業務担当者：第1種電気工事士、自家用発電設備専門技術者（据付工事部門、保全部）
- カ 作業実施にあたり、火気使用の必要が生じた場合は適切な防火対策を講じて行うこととし、監督官の許可を得ること。
- キ 本仕様書において疑義が生じた場合は監督官と協議し、これを解決すること。
- ク その他不明な点は、監督官と協議すること。

## ガスタービンパワーセクション

対象項目	作業内容	対象機		備考	
		10号機 -1	10号機 -2		
ガスタービンパワーセクション本体(回転体)					
1	カップリングロータ	洗浄後、外観検査、寸法検査、蛍光浸透探傷検査を実施し、設備性能を維持する為に必要な整備を行うこと。	○	○	
2	3段タービンブレード	洗浄後、外観検査、蛍光浸透探傷検査を実施し、設備性能を維持する為に必要な整備を行うこと。	○	○	
3	4段タービンブレード	同 上	○	○	
4	1段タービンディスク	洗浄後、外観検査、硬度検査、寸法検査、蛍光浸透探傷検査を実施し、設備性能を維持する為に必要な整備を行うこと。	○	○	
5	2段タービンディスク	同 上	○	○	
6	3段タービンディスク	同 上	○	○	
7	4段タービンディスク	同 上	○	○	
8	1段タービンシールディスク	同 上	○	○	
9	2段タービンシールディスク	同 上	○	○	
10	3段タービンシールディスク	同 上	○	○	
ガスタービンパワーセクション本体(圧縮機部)					
11	インレットハウジング	洗浄後、外観検査を実施し、設備性能を維持する為に必要な整備を行うこと。	○	○	
12	1段ディフューザ	同 上	○	○	
13	クロスオーバーダクト	同 上	○	○	
14	中間ハウジング	同 上	○	○	
ガスタービンパワーセクション本体(燃焼器部)					
15	トランジションダクト	洗浄後、外観検査、蛍光浸透探傷検査を実施し、設備性能を維持する為に必要な整備を行うこと。	○	○	
16	ディフレクタ	同 上	○	○	
ガスタービンパワーセクション本体(タービン部)					
17	4段タービンノズル	洗浄後、外観検査、寸法検査、蛍光浸透探傷検査を実施し、設備性能を維持する為に必要な整備を行うこと。	○	○	
18	フロントノズルサポート	同 上	○	○	
19	ミドルノズルサポート	同 上	○	○	
20	リアノズルサポート	洗浄後、外観検査、蛍光浸透探傷検査を実施し、設備性能を維持する為に必要な整備を行うこと。	○	○	
21	3段タービンローターシュラウド	同 上	○	○	
22	4段タービンローターシュラウド	同 上	○	○	
ガスタービンパワーセクション本体(その他)					
23	燃焼器エンドプレート	洗浄後、外観検査を実施し、設備性能を維持する為に必要な整備を行うこと。	○	○	
24	アウターハウジング	洗浄後、外観検査、寸法検査を実施し、設備性能を維持する為に必要な整備を行うこと。	○	○	

## ・ 交換部品表 ガスタービン パワーセクション

	品名	メーカー名	数量	対象機			備考
				10号機 -1	10号機 -2	計	
1	メインシャフト	川崎重工業	個	1	1	2	
2	1段インペラ	川崎重工業	個	1	1	2	
3	2段インペラ	川崎重工業	個	1	1	2	
4	1段タービンプレート	川崎重工業	個	44	44	88	
5	2段タービンプレート	川崎重工業	個	48	48	96	
6	No.2ベアリングシャフト	川崎重工業	個	1	1	2	
7	ヘルマウス	川崎重工業	個	1	1	2	
8	2段シュラウト	川崎重工業	個	1	1	2	
9	2段ディフューザ	川崎重工業	個	1	1	2	
10	メインハウジング	川崎重工業	個	1	1	2	
11	コンプレッサリアシール	川崎重工業	個	1	1	2	
12	コンバスターケース	川崎重工業	個	1	1	2	
13	燃焼器ライナ	川崎重工業	個	1	1	2	
14	スクロール	川崎重工業	個	1	1	2	
15	フロントスクロール	川崎重工業	個	1	1	2	
16	1段タービンノズル	川崎重工業	個	25	25	50	
17	2段タービンノズル	川崎重工業	個	37	37	74	
18	3段タービンノズル	川崎重工業	個	1	1	2	
19	1段タービンローターシュラウト	川崎重工業	個	1	1	2	
20	2段タービンローターシュラウト	川崎重工業	個	1	1	2	
21	1段シュラウトサポート	川崎重工業	個	1	1	2	
22	排気ディフューザ	川崎重工業	個	1	1	2	
23	排気ダクト	川崎重工業	個	1	1	2	
24	No.1ベアリングハウジング	川崎重工業	個	1	1	2	
25	No.2ベアリングハウジング	川崎重工業	個	1	1	2	
26	No.1ベアリング	川崎重工業	個	1	1	2	
27	No.2ベアリング	川崎重工業	個	1	1	2	
28	2段タービンノズルシール	川崎重工業	個	1	1	2	
29	3段タービンノズルシール-1	川崎重工業	個	1	1	2	
30	3段タービンノズルシール-2	川崎重工業	個	1	1	2	
31	点火栓	川崎重工業	個	1	1	2	
32	回転ピックアップ	川崎重工業	個	1	1	2	
33	排気温度サーモカップル	川崎重工業	個	1	1	2	
34	雑消耗品	川崎重工業	式	1	1	2	

・ 交換部品表 ガスタービン パワーセクション

品名	メーカー名	数量	対象機			備考
			10号機 -1	10号機 -2	計	
RING,TURBINE SEAL		個	2	2	4	
O-RING(P12)		式	4	4	8	
O-RING(P14)		個	1	1	2	
O-RING(P16)		個	4	4	8	
BOLT M6 L14		個	8	8	16	
BOLT M8 L14 P1.25		個	22	22	44	
BOLT M6 L10		個	12	12	24	
BOLT M8 L14		個	18	18	36	
BOLT M6 L12		個	6	6	12	
BOLT M6 L20 P1		個	18	18	36	
BOLT M8 L25		個	12	12	24	
BOLT M8 L55		個	14	14	28	
BOLT M6 L20		個	3	3	6	
TONGUED WASHER M6		個	8	8	16	
TONGUED WASHER		個	6	6	12	
TONGUED WASHER M14		個	26	26	52	
TOOTHED LOCK WASHER		個	1	1	2	
COUPLING V-BAND		個	1	1	2	
GASKET,IGNITER		個	1	1	2	
LOCK PIN		個	6	6	12	
TUBE,ADAPTER RING		個	6	6	12	
PIN TURBINE ROTOR		式	60	60	120	
LOCK PLATE,NOZZLE SUPP		式	6	6	12	
BOLTC,NOZZLE SUPP		個	6	6	12	
PIN,NOZZLE SUPPORT		個	6	6	12	
CAP,LOCK PIN		個	6	6	12	
GASKET,NO2 BRG.HSG		個	2	2	4	
CUP,MAIN SHAFT END		式	1	1	2	
CUP,BRG,INNER		個	2	2	4	
CUP,NO1 BRG		個	1	1	2	
CUP,BRG.OUTER		個	2	2	4	
OIL SUPPLY RING,NO2 BR		個	1	1	2	
O-RING d590-w3.5		個	1	1	2	
TAB WASHER 1,M8		個	6	6	12	
TAB WASHER 2,M8		個	4	4	8	

・ 交換部品表 ガスタービン パワーセクション

品名	メーカー名	数量	対象機			備考
			10号機 -1	10号機 -2	計	
TAB WASHER 3,M6		個	6	6	12	
TAB WASHER 12,M10		個	9	9	18	
TAB WASHER 13,M10		個	15	15	30	
TAB WASHER 14		個	2	2	4	
TAB WASHER 15,M8		個	2	2	4	
TAB WASHER 16		個	10	10	20	
TAB WASHER 20,M8		個	8	8	16	
TAB WASHER 22,M8		個	3	3	6	
TAB WASHER 25,M8		個	9	9	18	
TAB WASHER 30		個	6	6	12	
TAB WASHER 31		個	9	9	18	
TAB WASHER 32		個	4	4	8	
TAB WASHER 33		個	2	2	4	
LOCK WASHER,LOCK PIN		式	6	6	12	
SEAL RING		個	3	3	6	
GASKET,FUEL NOZZLE		個	1	1	2	

## 作業要領書(パワーセクション交換手順(取外し))

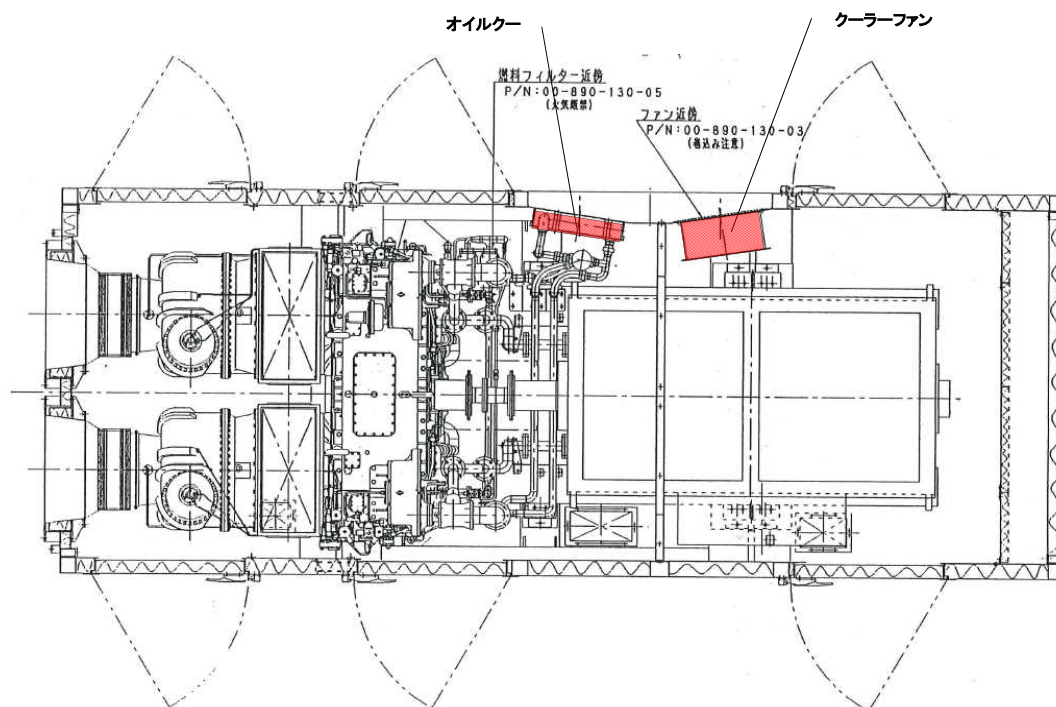
項目	作業フロー	作業種別	備考
1	資機材及び代替パワーセクション搬入	代替 パワーセクション 搬入	
2	ガスタービンの停止操作	停止操作	
3	パワーセクション取り外し作業	部品取り外し	
	3-1 パワーセクション電装品取り外し		
	3-2 パワーセクション配管取り外し		
	3-3 インレットダクト取り外し		
	3-4 燃焼器取り外し		
	3-5 排気伸縮管取り外し		
	3-6 パワーセクション取り外し	パワーセクション 取り外し	
4	代替パワーセクション取り付け作業	代替パワーセクショ ン 取り付け	
	4-1 代替パワーセクション取り付け	部品取り付け	
	4-2 排気伸縮管取り付け		
	4-3 燃焼器取り付け		
	4-4 インレットダクト取り付け		
	4-5 エンジン配管取り付け		
	4-6 エンジン電装品取り付け		
5	試運転及び確認運転	試運転、準備	
6	ガスタービンの停止操作復旧	復旧操作	
7	資機材及び既設パワーセクション搬出	既設 パワーセクショ ン 搬出	
8	発電機室清掃、機材片付け	作業後 片付け	

## 作業要領書(パワーセクション交換手順(取付))

項目	作業フロー	作業種別	備考
1	資機材及び既設パワーセクション搬入	既設 パワーセクション 搬入	
2	ガスタービンの停止操作	停止操作	
3	パワーセクション取り外し作業	部品取り外し	
	3-1 パワーセクション電装品取り外し		
	3-2 パワーセクション配管取り外し		
	3-3 インレットダクト取り外し		
	3-4 燃焼器取り外し		
	3-5 排気伸縮管取り外し		
	3-6 パワーセクション取り外し	パワーセクション 取り外し	
4	既設パワーセクション取り付け作業	既設パワーセクショ ン 取り付け	
	4-1 代替パワーセクション取り付け	部品取り付け	
	4-2 排気伸縮管取り付け		
	4-3 燃焼器取り付け		
	4-4 インレットダクト取り付け		
	4-5 エンジン配管取り付け		
	4-6 エンジン電装品取り付け		
5	試運転及び確認運転	試運転、準備	
6	ガスタービンの停止操作復旧	復旧操作	
7	資機材及び代替パワーセクション搬出	既設 パワーセクショ ン 搬出	
8	発電機室清掃、機材片付け	作業後 片付け	

## 作業要領書(オイルクーラー及びクーラーファン交換手順)

項目	作業フロー	参照資料	作業種別	備考
1	ガスタービンの停止操作	—	停止操作	
2	オイルクーラー及びクーラーファン取外し	—	部品取り外し	
3	オイルクーラー及びクーラーファン取付け	—	部品取り付け	
4	試運転及び確認運転	—	試運転、準備	
	確認運転及び動作確認	—	確認運転	
5	ガスタービンの停止操作復旧	—	復旧操作	
6	発電機室清掃、機材片付け	—	作業後 片付け	



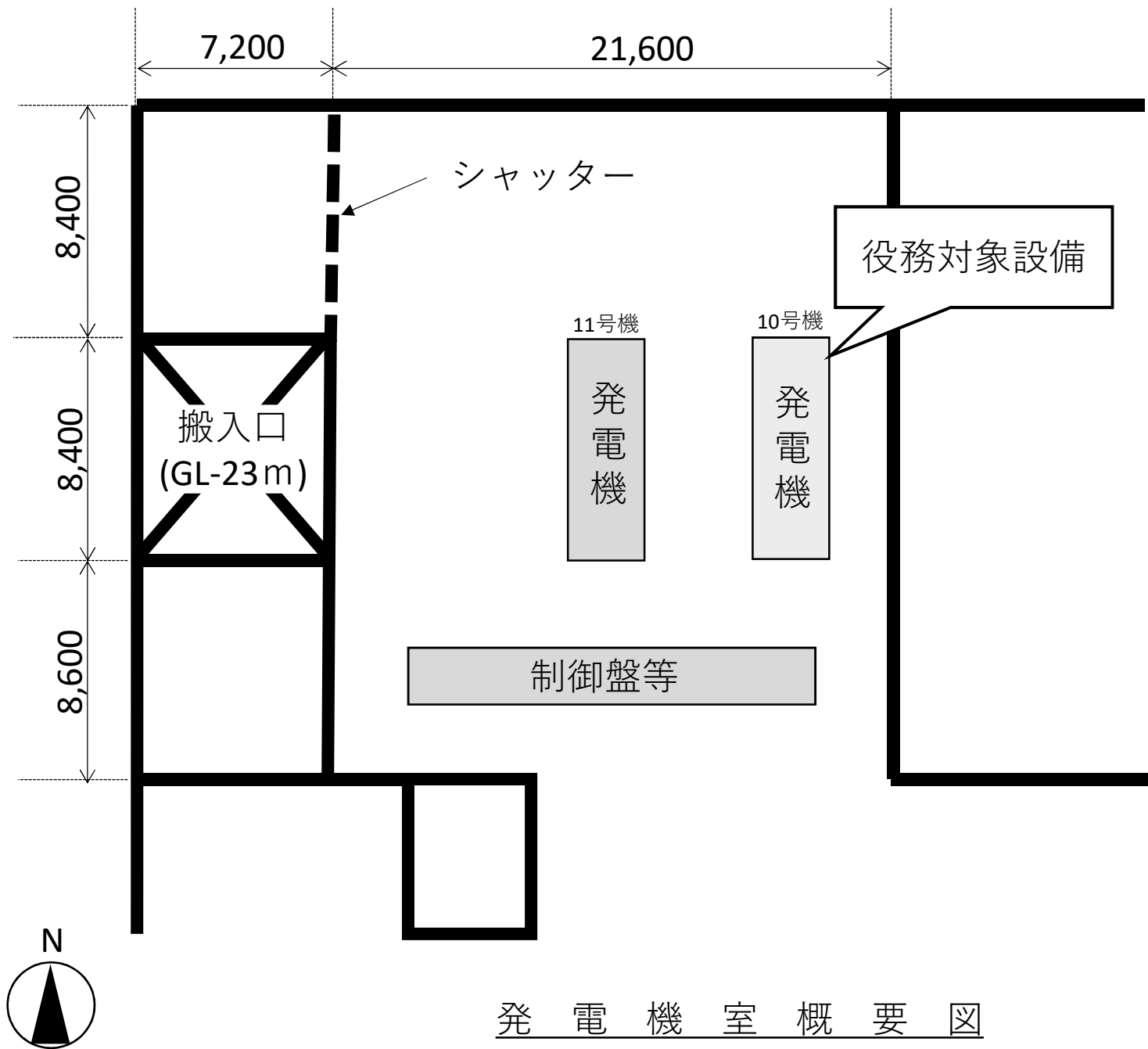
非常用自家発電設備 平面図



案内図

(凡例)

□ : 役務対象建物



発電機室概要図